

浜松市建築工事建設資材等価格決定要領

第1 趣旨

この要領は、浜松市が発注する建築・建築設備工事、建築・建築設備工事関連業務委託等（以下「浜松市の工事、委託等」という。）の価格の積算に採用する建設資材等の価格（以下「建設資材等価格」という。）の決定方法について定める。浜松市の工事、委託等とは、浜松市建築工事積算基準決定要領第1の仕様書を適用するものをいう。

第2 適用範囲

この要領は、浜松市の工事、委託等の予定価格を浜松市が算出する場合に適用する。

第3 建設資材等価格の決定

建設資材等価格は、原則として次の順序で決定することとし、掲載価格は、最新版の価格を採用すること。

- (1) 浜松市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格
- (2) 浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）の価格
- (3) 物価資料の価格
- (4) 国公表の価格
- (5) 見積調査の価格

2 建設資材等価格は、原則として現場持込み価格とし、消費税を含まない価格とする。

第4 浜松市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格

浜松市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格とは、静岡県が調査決定し作成したものを浜松市が静岡県データ版として再計算したもので、原則年4回改定を行う。

第5 浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）の価格

浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）とは、次により作成したものをいう。

- (1) 第4の浜松市建築工事標準単価(静岡県データ版)に掲載のない建設資材等のうち、使用頻度が高く積算の合理化が図られる資材等の価格を、物価資料及び価格実態定期調査により浜松市が調査決定したものをとりまとめて浜松市建築工事標準単価（浜松市データ版）を作成する。
- (2) この価格表は、原則年4回改定を行う。

第6 物価資料の価格

物価資料の価格とは、建設資材等価格を定期刊行物として発行されている書籍等の掲

載価格をいう。

2 対象とする物価資料は、別に定める取り扱いによる。

第7 国公表の価格

国公表の価格とは、各関係省庁が公表している価格表の価格をいう。

第8 見積調査の価格

見積調査の価格とは、次により決定したものをいう。

- (1) 第4から第7に該当しない建設資材等価格は、見積調査により決定する。
- (2) 見積調査の方法及び価格の決定は、別に定める取り扱いによる。

第9 価格実態定期調査の実施

価格実態定期調査は、公正な調査機関に委託することを原則とし、調査方法は、別に定める。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、取り扱いについては別に定める。

附 則

この要領は平成27年7月1日から施行する。